

# 医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置①

## (1) 国民健康保険制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
都道府県調整交付金 (6,593億円)	医療給付費等の9%を都道府県が負担 (都道府県10/10)	医療給付費等(注)
保険料軽減制度 (4,592億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	保険料軽減者数等
高額医療費共同事業 (3,389億円) うち地方847億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	被保険者数
保険者支援制度 (2,629億円) うち地方1,314億円	低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	保険料軽減者数
財政安定化支援事業 (1,000億円)	保険者の責に帰さない特別な事情に対する公費支援 (市町村10/10)	保険料軽減世帯割合等

**地方負担合計:1.4兆円**

(注)都道府県調整交付金は、三位一体の改革により、国庫負担から一部一般財源化されたもの。国庫負担は、国保には事業主負担の保険料がない中、国が果たすべき役割として医療給付費等の1/2を負担していたものであり、地方交付税についても、一般財源化による影響が生じないよう、調整交付金の算出の基礎となる医療給付費等の額により算定している。

## 医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置②

### (2) 後期高齢者医療制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
医療給付費等定率負担 (24,389億円)	医療給付費等の8%を都道府県・市町村それぞれが負担	75歳以上人口
高額医療費負担金 (3,094億円) うち地方774億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	
保険料軽減制度 (2,883億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	
財政安定化基金 (189億円)※積立額 うち地方63億円	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	

地方負担合計:2.8兆円

### (3) 介護保険制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
介護給付費等定率負担 (26,550億円)	介護給付費・予防給付費の12.5%(注1)を都道府県・市町村それぞれが負担	介護サービス受給者数
地域支援事業定率負担 (1,569億円)	地域支援事業の12.5%(注2)を都道府県・市町村それぞれが負担	65歳以上人口
保険料軽減制度 (221億円) ※うち地方111億円	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (国:1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	65歳以上人口
財政安定化基金 (0億円)※積立額	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	介護サービス受給者数

地方負担合計:2.8兆円

(注1) 居宅給付費に係る負担割合。施設等給付費に係る負担割合は、都道府県17.5%、市町村12.5%。

(注2) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担割合。包括的支援事業等に係る負担割合は、都道府県19.5%、市町村19.5%。

## 国庫補助金等における給付等の抑制・効率化のためのインセンティブについて

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(以下「骨太の方針2016」という。)を踏まえ、地方の裁量度の高い、一定規模以上の国庫補助金を対象として、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価するパフォーマンス指標を設定し、その配分等に活用する取組が進められている。

【平成29年度からパフォーマンス指標を設定予定の国庫補助金の例】 ※内閣府調査

- ・ 教育支援体制整備事業費補助金：スクールカウンセラーに対する満足度、必要度、効果等を調査
- ・ 文化芸術振興費補助金(文化財保存事業費)：観光客の満足度、対象文化財への観光客数等の複数指標

○ 社会保障制度については、国民健康保険制度において、特別調整交付金の一部を活用し、平成30年度から実施される保険者努力支援制度を前倒して実施している(平成28年度予算規模：150億円)。また、介護保険制度において、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、財政的インセンティブ(交付金)を付与する規定を含む改正法案が国会において審議されているところ。

○ なお、骨太の方針2016を踏まえ、法令等により必ず支出することとされている義務的な国庫負担金については、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現が図られていくものと理解。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)【抜粋】

まず、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金は、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく。

一方、地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標(国庫支出金のパフォーマンス指標)の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等に当たっては、行政事業レビューの成果指標(国レベルのアウトカム指標)と整合的かつ一体的に行うことが必要である。

所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。あわせて、国庫支出金ごとに、地方自治体への交付状況や達成状況の評価について「見える化」とともに、データに基づく自治体間の比較により、先進・優良事例の積極的な展開を図る。